

新規学卒者を雇用された事業主の皆様へ

## 企業雇用拡大奨励金支給事業のご案内

陸前高田市では、新規学卒者の市内企業への就業の増加を図るため、平成8年度から「企業雇用拡大奨励金」の支給制度を制定し、人口定住・増加対策を推進しております。

『新規学卒者』を雇用した事業主に奨励金を支給致しますので、該当する場合は、下記により申請手続きをお願いします。

### 記

#### 対象となる事業主

◎市内に事務所・事業所があつて、中小企業基本法第2条又は市企業立地奨励条例第2条第1号に該当し、雇用保険に加入しており、新規学卒者を常勤雇用の労働者として6ヶ月以上雇用した事業主が対象です。(国県市から運営費の助成を受けている団体、風営法第2条に規定する事業所を除く。)

#### ◆『新規学卒者』とは？

高等学校以上（専門学校含む）の学校を卒業後、翌年3月31日までに市内事業所に就職した、市内に住所を有する人です。ただし、当奨励金の支給は、1人1回限りです。

#### 支給対象

- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に、採用から6ヶ月を経過する新規学卒者を雇用している場合。

#### 支給額

- ・新規学卒者の雇用一人につき、10万円を事業主に支給します。(複数人、複数回の申請可)

#### 申請時期

- ・原則として、新規学卒者を採用した日から6ヶ月経過後の翌月20日までに申請して下さい。

例) 4月1日採用の場合、10月1日～11月20日までが申請時期となります。

#### 申請書類

- ① 陸前高田市企業雇用拡大奨励金支給申請書（別添）
- ② 雇用証明書（別添）
- ③ 『雇用保険被保険者資格取得等確認通知書』の写し
- ④ 卒業が証明できる書類（卒業証明書の写し、卒業証書の写しなど）
- ⑤ 勤務状況が確認できる書類（タイムカード、出勤簿など）

#### 支給方法

- ・支給決定 上記申請書を受理後、申請内容を審査し、30日以内に「支給決定通知書」により通知します。
- ・奨励金支払 支給決定通知後、口座振込用の「請求書」を提出していただき、翌月末日までに支給する予定となります。

(お問合せ) 〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野 100 番地  
商工交流部商工観光課商工ブランド係 TEL : 54-2111[内線 422]